

# バイト 違法条件知って

松山東雲県労委がセミナー  
女子大・短大



学生にアルバイトの労働条件について解説した県労委の出張セミナー

＝17日午前、松山市桑原3丁目

アルバイトの機会が多い学生に違法な労働条件について知ってもらう県労働委員会の出張セミナーが17日、松山市桑原3丁目の松山東雲女子大・短大であり、1年生約300人を対象に労働時間や賃金、休暇などについて解説した。

県労働委員会長の村田毅之・松山法学部長が講演。4月からの民法改正に触れ「雇用者は18歳成人との労働契約に保護者の同意を求めなくなる。契約締結の当

事者として、トラブルに巻き込まれないようにする必要がある」と呼びかけた。具体的な相談事例を挙げながら労働基準法や最低賃金法、労働契約法を説明した後、違法な条件で働かせるブラック企業に注意し、トラブルの場合は県労委に相談するよう促した。

女子大・人文科学部心理子ども学科の玉井音羽さん(18)は「労基法の内容を知ることができてよかった」。短大・現代ビジネス学科の泉谷采実さん(18)は「知らないことが多く、気を付けて働くことが大切だと思った」と話した。

(中井有人)